たとえば…

Q1. ひとり暮らしの母親(75歳)がいます。
最近、母の家に不要な物が多くなってきたように感じます。もしかしたら悪質な訪問販売につけ込まれているのかも。心配です。

成年後見人が付いている場合、後見人が代理して契約をしなければ無効です。
悪質商法に引っかかる心配はありません。

Q2. 知的障がいを持つ息子(40歳)がおります。
今は大丈夫ですが、私(72歳)が死んだ後あの子がどうなるのか不安です。

後見人は本人に必要な福祉サービスを手配し、本人に代わって契約することができます。親族の方と我々が共同して後見人となることで、将来に備えることができます。

Q3. 私(67歳)は今一人で暮らしています。
身寄りのいない私が認知症になったらどうなってしまうのかを考えると途方にくれてしまいます。

判断能力が不十分になった時に備えて成年後見人をあらかじめ決めておく、任意後見人の制度を利用することをお勧めします。

実績

2009.7	東京大学市民後見研究実証プロジェクトの主催する「市民後見人養成講座」の受講を開始
2010.12	成年後見についてのフォーラム(講演会)を2回開催
2011.6	「NPO法人千葉県市民後見人支援センター」を設立
2014.2	千葉市在住の知的障がいをお持ちの方の保佐人を受任
2014.8	千葉市在住の知的障がいをお持ちの方の後見人を受任
2014.9	守谷市在住の認知症高齢者の方お二人の後見人を受任
2014.12	船橋市在住の認知症高齢者の方の後見人を受任
2015.2	受任中の被後見人の居住用財産の処分の許可の審判を得る
2015.5	別の受任中の被後見人の居住用財産の処分の許可の審判を得る
2016.12	船橋市在住の認知症高齢者の方の後見人を受任
2017.3	千葉市在住の知的障がいをお持ちの方の保佐人を受任
2017.5	千葉市在住の知的障がいをお持ちの方の保佐人を受任
2017.12	千葉市在住の知的障がいをお持ちの方の保佐人を受任
2018.11	柏市在住のダウン症の方の後見人を受任
2019.3	受任中の認知症高齢者の方の預金(1000万円)を後見制度支援信託で信託
2019.4	習志野市在住の認知症高齢者の方の後見人を受任
2019.9	受任中の被後見人の居住用財産の処分の許可の審判を得て売却し借入金を返済
	現在、被後見人など、ご本人のための様々な手続きを取り進めています

お問い合わせ・ご相談窓口

本部

〒273-0005　千葉県船橋市本町３丁目４番4-102号

事務局

〒274-0072 千葉県船橋市三山1丁目20番1-608号

☎ 047-413-6274

✉ shiminkouken@npo-cgscc.org

http://www.npo-cgscc.org/

未来の「あんしん」のために。

NPO法人
(特定非営利活動法人)

千葉県 市民後見人 支援センター

私たちは成年後見人、保佐人、補助人、後見監督人を受任するNPO法人です。

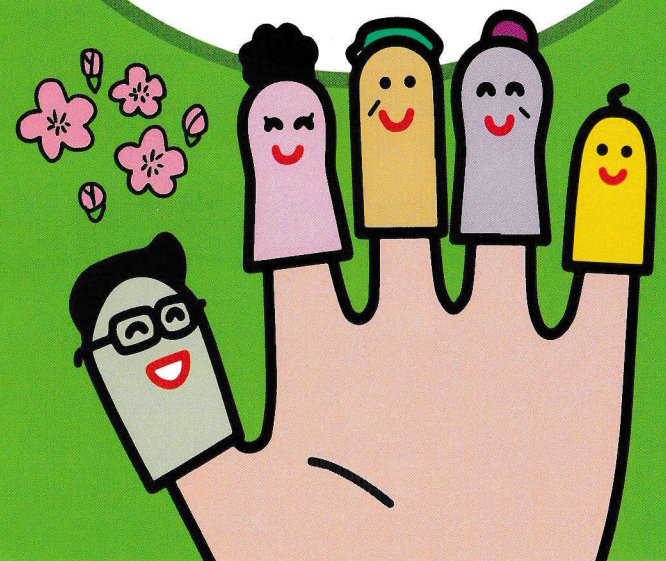

後見制度ってどんな制度？

こんな方のための後見制度

- 認知症の方
- 知的障がいのある方
- 精神障がいのある方など

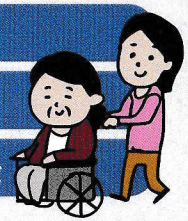

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が低下した方々は、身上監護が必要になったり、不動産や預貯金などの財産管理、介護・福祉サービスを利用するための手続きや契約が困難になる場合があります。認知症になっても、知的障がいがあっても、あるいは精神障がいがあっても自分らしく生きたい。そうした思いの実現を支援するために、成年後見人を選任するのが **成年後見人制度** です。

NPO法人だから安心

第三者の立場でご本人のことを考え非営利で活動する、我々NPO法人。複数の担当者で対応することにより、適切かつ支障なく活動できる、成年後見人に最適の組織です。

NPO法人とは？

NPOの要件として、1.民間で　2.公益に資するサービスを提供する　3.営利を目的としない　4.団体　とされています。そのうち、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）にもとづいて、法人格を取得した団体をNPO法人と言います。

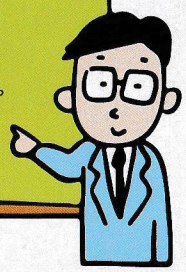

本人の判断能力に応じて２種類の制度があります。

後見人制度は、下図のように判断能力の不十分な方の援助者として家庭裁判所が後見人等を選任する「法定後見制度」と、将来判断能力が衰えたときに備えて、あらかじめ本人が援助者を選んでおく「任意後見制度」の２種類があります。

既に判断が不十分	まだ元気だけど、将来が不安
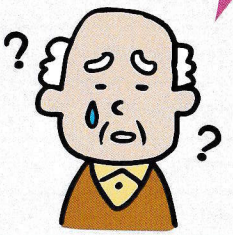	
法定後見	任意後見
家庭裁判所の審判	契 約
判断能力に応じて３類型	現在のライフスタイルに合わせて契約することができます。
後見（こうけん）	1.見守り契約
保佐（ほさ）	2.財産管理契約
補助（ほじょ）	3.死後事務契約
	4.公正証書遺言

手続きの流れ

	NPO法人	申立人
❶ 打合せ	ご親族の関係、身辺の状況などをお聞かせ頂きます。	
❷ 申立書類の作成	NPO法人で作成します。	戸籍謄本の取得など、ご親族に可能な範囲でご協力をお願いします。
❸ 後見開始申し立て		
❹ 裁判所調査官の面接	面接に出席します。	家庭裁判所にご同行頂き調査官に状況を説明します。
❺ 受任の審判		
❻ 共同受任	身上監護、金銭・財産管理を ご親族、NPO法人で共同して行います。家庭裁判所への後見事務報告、その他裁判所への許可申し立ての手続きなどを当NPO法人が行います。（単独受任の場合は身上監護、金銭・財産管理もNPO法人が単独で行います。）	

※費用は、申立の際の収入印紙、切手代など１～2万円と私どもの交通費、消耗品費等の実費のみです。